

一般廃棄物処理業許可証

住所 白井市折立32番地の8
氏名 株式会社 フジコー
代表取締役 小林 直人

令和8年1月14日 付けの申請について、下記のとおり許可する。

令和8年1月23日

白井市長 笠井 喜久雄



記

1. 許可区分 処分業
2. 許可番号 第 15 号
3. 許可期間 令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
4. 許可条件
 - (1) 一般廃棄物処理は、各許可施設の処理能力を超えて行わないこと。
 - (2) 処理する一般廃棄物が施設から飛散、流出又は悪臭が漏れないよう十分留意するとともに、処分に伴う悪臭、騒音、振動等により生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件及びその他関係法令等の規定を遵守すること。
 - (4) その他市長が必要に応じた指示する事項を遵守すること。

白井市指示事項 (株式会社 フジコー)

- 1、ごみ処理施設について、故障、破損事故等が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。
- 2、市が一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは速やかに報告すること。
- 3、毎月10日までに前月の処分量等の内容を記載した報告書を提出すること。
- 4、一般廃棄物処理業許可申請事項のうち、申請事項等に変更があった場合には、速やかに変更申請手続きをすること。